

件名	愛媛県地域産業振興条例の一部を改正する条例												
主管課	経営支援課												
根拠法令等	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律 (平成28年6月3日公布、平成28年7月1日施行)												
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>本県地域産業振興条例において条文を引用している法律の改正（用語を定義した法律名、条文の変更等）に伴い、同条例について所要の規定整備を行う。</p> <table border="1" data-bbox="263 638 1364 1025"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条例該当条項 (用語)</th> <th colspan="2">条例において引用する法律、条文</th> </tr> <tr> <th>現行の規定</th> <th>改正後の規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2条第1項 (中小企業者)</td> <td><u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u>（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者</td> <td>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者</td> </tr> <tr> <td>第2条第2項 (創業者)</td> <td><u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u>第2条第2項第1号及び第2号に掲げる者</td> <td>中小企業等経営強化法第2条第3項第1号及び第2号に掲げる者</td> </tr> </tbody> </table>			条例該当条項 (用語)	条例において引用する法律、条文		現行の規定	改正後の規定	第2条第1項 (中小企業者)	<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u> （平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者	第2条第2項 (創業者)	<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u> 第2条第2項第1号及び第2号に掲げる者	中小企業等経営強化法第2条第3項第1号及び第2号に掲げる者
条例該当条項 (用語)	条例において引用する法律、条文												
	現行の規定	改正後の規定											
第2条第1項 (中小企業者)	<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u> （平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者											
第2条第2項 (創業者)	<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u> 第2条第2項第1号及び第2号に掲げる者	中小企業等経営強化法第2条第3項第1号及び第2号に掲げる者											
施行日	公布日（平成28年10月14日）												
<p><b>【その他の参考事項】</b></p>													